

中学校武道必修化における柔道授業の 問題抽出と提言

トップスポーツマネジメントコース

5012A314-6

瀧本 誠

研究指導教員： 平田 竹男 教授

1. 序論

筆者は柔道の修業を通じ、礼儀や感謝の気持ち、精神的な部分など多くの事を学んだ。「人間を育てる」として柔道の持つ教育的価値を、未来を担う子供たちに伝え、柔道普及を行っていきたいと考える。しかし教育としての武道が近年は競技人口が減少傾向にあり普及・発展が急務となっている。

2006 年教育基本法の改正により、学校体育において「伝統と文化」を学んで行くことになった。2008 年学習指導要領の改訂により、2012 年中学校体育において武道が必修化された。武道の授業の多くは柔道を実施することになる。日本柔道界では、この武道必修化が柔道普及の大きなキッカケとなっているが、近年、怪我や重大事故が多発し問題視されている。死亡事故の多くが学校内における部活動での出来事である。こうした事故のメディア報道により、「危険なスポーツ」としてのイメージが付き、敬遠される一因となっている。実際、授業を受ける生徒の保護者の多くが柔道の授業に不安を抱えている。これから柔道の授業を受ける生徒に、本来柔道が持つ安全性、礼儀、精神鍛練など、人間としての社会性の育成を学ぶ場であることを伝えることは、柔道のオリンピック金メダリストとしての責務と感じている。

2. 目的

本研究の目的は、中学校武道必修化における授業での実践場面で現在抱える問題点を明確化し、改善策を検討することである。

3. 研究手法

本研究では以下 2 つ方法により問題点の抽出を行った。

1. アンケート調査

将来中学に進学し武道の授業を受ける可能性がある小学生の保護者 1000 人を対象に、柔道に対する意識をアンケート調査で探る。

2. インタビュー調査

①中学校の校長②保健体育教師（柔道無段）③生徒それぞれを対象に、武道必修化についての意見及び実施環境、実施上の問題点等について半構成化インタビューを行った。

4. 研究結果

1) アンケート調査

児童の多くが日常的にスポーツは行っていることが分かったが、柔道を習っている、体験したことがある児童はほとんどいなかった。柔道に求めるものについては「礼儀」、「精神力」、「忍耐」が多く、柔道競技をテレビで見たことはあるが「習いたい」・「体験したい」というきっかけにはならないことが分かった。結果として柔道を習う・体験する事に対し、本人・保護者が希望しない、環境が無い、機会が無かったな

どが挙げられ、また「女子」という理由でしない児童もいた。「習いたい・体験したい理由が改善後したいか」習いたくないと答えた保護者が半数以上いることも分かった。

2) インタビュー調査

「指導者の不在」「施設・環境（畳）」「柔道衣の衛生面」「生徒の意識」以上の問題点を抽出した。

柔道を授業で指導するにあたり専門的に競技の特性を指導できる教員がいないことが浮き彫りになった。実際の授業は柔道の知識的講義、礼儀作法などを行い、年間の授業時間を終了してしまうケースもあった。施設については授業毎に畳の準備・片付けに時間を取られ、柔道衣の着替えと共に授業の実行時間が少なくなるのが分かった。柔道衣は学校・個人で購入し、使用後も洗わず学校で保管している。柔道衣の衛生状態は良くない。生徒の意識は「痛そう」「怪我しそう」などの意見があり、授業内で目標が持てないことが分かった。

5. 考察

柔道はメディアを通じ「見て楽しむ」スポーツとして一定の定着を認めたが、それは習わせる、経験させるというきっかけにはなっていなかった。今年度から始まった武道の必修化は柔道人口を増やす上で重要なきっかけになると考える。しかし、柔道に対してのネガティブイメージを持つ保護者も多いことが明らかになった。今後、安全性や柔道の魅力をどのように伝えるかが柔道家に求められる役割と考える。中学校武道必修化において、現場で関わる人は「指導者の不在」を一番の問題点にあげていた。この問題を克服する一つの策として、柔道の有段者が授業に加わる事が挙げられる。

有段者が直接、柔道の特性を伝え、安全管理をすることは、安全な柔道環境を提供するだけでなく、有段者が柔道を通じ学んだ柔道の基本理念「精力善用」「自他共栄」、怪我に対しての対処法（受身等）、技・動きを取得する為の取り組み、礼儀作法への意味などを教授することを可能にする。必修化の移行期に於いては、有段者が指導に関わることも有意義であると考え。

しかしながら、中学校教育の必修科目であるならば、将来的には柔道の有段・無段に関わらず、体育教師自身が授業を行っていくことが必要であると考え。体育教師の武道に対するスキルアップ、技術習得も一方で大きな課題であるが、中学校体育教諭免許を付与する課程では、武道必修化にともなうカリキュラム変更が実施されていない。今後、武道の指導法、安全対策、実施場面を想定したカリキュラム内容を兼ね備えた教職課程が求められると考える。

ところで、現在フランスでスポーツ指導者国家資格制度がある。これは、初級（初心者・入門指導）中級（技術指導）上級（専門家・研究者）と3段階に分けられ、これまでの競技経験やグレードによる制約はない。

日本でも2013年に指導者資格制度が始まる。柔道の場合、この制度化では柔道の競技実績・段の保持だけが取得可能な資格となる。しかしながら、柔道のような競技を普及させるには、弱いから段が上がらない、段が上がらないから指導が出来ないではなく、フランス型の指導者資格制度へ切り替え、安全に、楽しんで柔道指導ができる環境作りが大切と考える。